

不法投棄の状況

平成 22 年度の廃家電四品目の不法投棄台数（推計値[※]）は、エアコンが 1,782 台（構成比 1.4%）、ブラウン管式テレビが 95,357 台（同 72.4%）、液晶・プラズマ式テレビが 518 台（同 0.4%）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が 22,215 台（同 16.9%）、電気洗濯機・衣類乾燥機が 11,912 台（同 9.0%）で、四品目合計では 131,785 台（前年度と比較して約 1.1%減）となった（図 1）。

平成 22 年度に家電リサイクル法に基づいてリサイクルされたブラウン管式テレビは、買い換え需要が増加したことなどから、前年度と比較して約 69%の増加となり、不法投棄台数の増加は約 10%となった。

※ 平成 22 年度の調査対象全 1,746 自治体（総人口約 12,812 万人）のうち、廃家電四品目の不法投棄台数のデータを取得している 1,484 自治体（人口合計は約 12,509 万人で総人口の約 97.6%）の調査結果を全国拡大した数値。

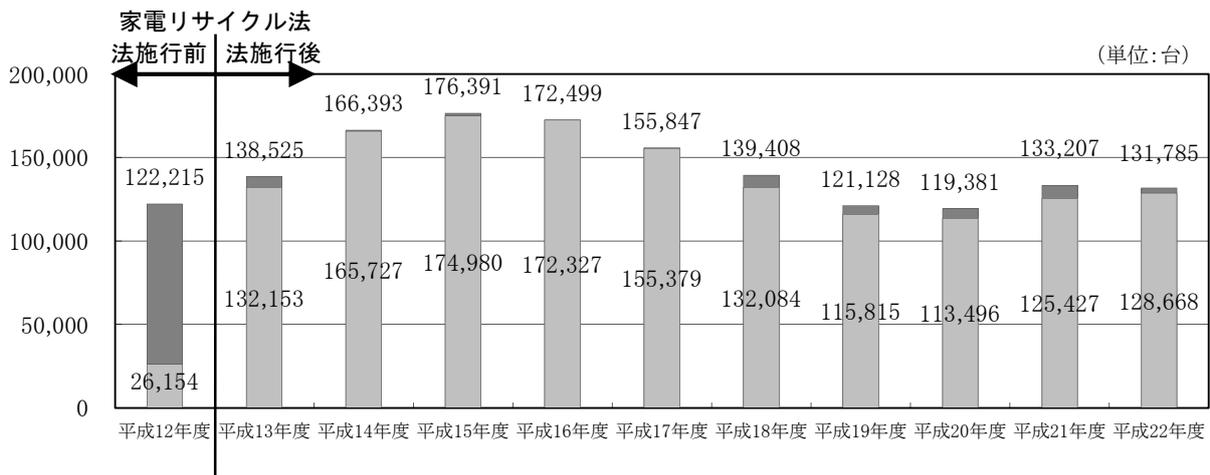


図 1 廃家電四品目の不法投棄台数

- ① 環境省調査で把握した不法投棄台数
 (各年度調査の人口カバー率は、平成12年度：約21.4%、平成13年度：約95.4%、平成14年度：約99.6%、平成15年度：約99.2%、平成16年度：約99.9%、平成17年度：約99.7%、平成18年度：約94.7%、平成19年度：約95.6%、平成20年度調査：約95.2%、平成21年度調査：約94.2%、平成22年度調査約97.6%)

※人口カバー率＝ 定期的に環境省が実施している廃家電四品目の不法投棄の状況把握調査において、不法投棄台数のデータを有していた自治体の合計人口の総人口に占める割合

- ② ①を人口カバー率で割り戻した台数（推計値）

また、上記の不法投棄され回収されたもの以外に未回収の廃家電四品目がある自治体は、平成 22 年度は 22%で、その理由を尋ねたところ、回収が物理的に困難、私有地で立入・回収不可、時期を決めてまとめて回収の順であった（図 2、3）。

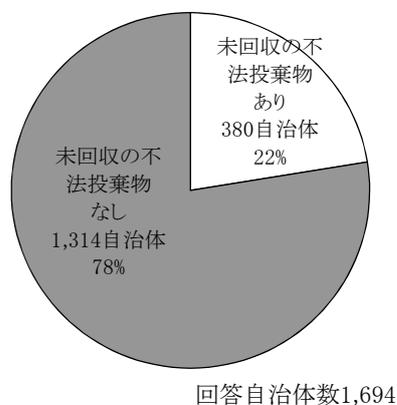


図 2 未回収の不法投棄物の状況

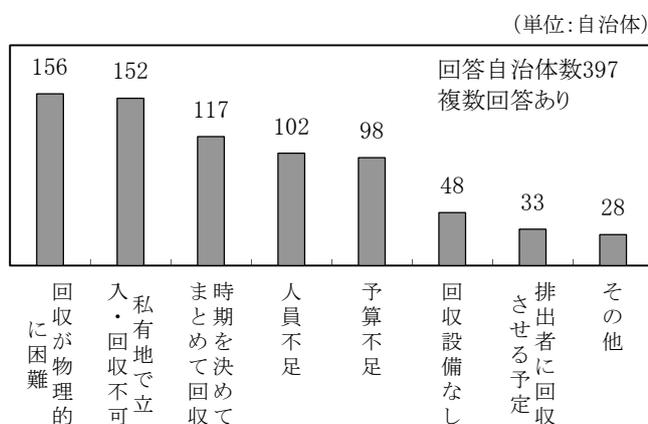


図 3 未回収の不法投棄物がある理由（複数回答あり）